

## 消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成24年8月に消費税法及び地方税法等が改正され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金については、すべて「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費等は除く)」に充てることとされています。

本町の平成28年度決算における上記経費及び充当状況は次のとおりです。

(1) 平成28年度地方消費税交付金決算額について 単位：千円

款	項	決算額
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	100,366 (うち社会保障財源化分 42,454)

(2) 平成28年度社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

単位：千円

事業区分	経費	財源内訳					
		国道支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉	153,912	111,166	0	0	42,746	3,629
	高齢者福祉	6,206	0	0	1,611	4,595	390
	児童福祉	72,198	23,139	0	22,032	27,027	2,295
	母子福祉	4,299	196	0	0	4,103	348
	社会保険	165,708	36,275	0	0	129,433	10,987
	保健衛生	333,374	8,333	27,600	5,273	292,168	24,805
	合計	735,697	179,109	27,600	28,916	500,072	42,454

障害者福祉 : 障害福祉給付事業、地域生活支援事業、自立支援関連事業など

高齢者福祉 : 高齢者生活支援事業、老人措置事業など

児童福祉 : 子育て支援対策事業、こども園関連事業など

母子福祉 : 母子保健事業、母子栄養改善事業など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 町立病院負担金、各種医療費助成事業、予防接種・がん検診事業など